

西宮市民の警察官賞贈呈 安全で住みよいまちづくりに貢献

市は毎年、市内の警察署に勤務し、安全で住みよいまちづくりに貢献している警察官に「西宮市民の警察官」賞を贈呈しています。今年には次の5人の皆さんを表彰しました。

問 秘書課 (0798・35・3432)

川端 良幸さん (西宮警察署)

地域警察を経て警察本部捜査第二課等、長年にわたり刑事部門一筋に勤務。西宮警察署では、刑事第二課において豊富な経験や知識を発揮し、詐欺・横領事件等、多くの知能犯事件を検挙解決に導く。

岸本 和樹さん (西宮警察署)

長年地域警察部門で業務に従事し、西宮警察署でも市民の日常生活を守る最前線の地域課において、犯罪の予防検挙、交通事故の抑止、少年補導等、あらゆる警察事象に迅速的確に対応。

中島 純一さん (西宮警察署)

地域第二課では、交番勤務やパトカー乗務での巡回連絡や警ら等、地域に密着した活動を推進。また、生活安全第一課では、特殊詐欺をはじめとする各種犯罪の抑止活動や行方不明者の捜索活動を的確に実施。

馬場 武志さん (甲子園警察署)

地域第二課においてパトカー乗務員の主任として従事後、署の指令担当として、日々発生する警察事案に対して迅速かつ的確な指令を出し、早期解明・処理に寄与するなど「初動は警察の命」を体現。

村原 健司さん (甲子園警察署)

地域課での交番およびパトカー勤務を経て、現在は生活安全課主任として警察本部での捜査経験と専門知識を生かし、寄せられた相談から事件検挙を行うなど、常に市民目線で活動。

西宮市教育功労者表彰 教育の振興・発展に貢献

教育委員会は毎年、教育の振興と発展に功績のあった個人や団体を教育功労者として表彰しています。今年には次の4個人1団体の皆さんを表彰しました。

問 教育総務課 (0798・35・3830)

野田 邦子さん

長年にわたり、安井地区青少年愛護協議会の会長として同会を地域づくりの中心的組織に発展させるとともに、西宮市青少年愛護協議会においても副会長を務め、青少年の健全育成に尽力。また、安井小学校教育連携協議会の委員長として、学校・家庭・地域の連携に貢献。



山内 英正さん

長年にわたり、公民館地域学習推進員会講座において、豊富な知識を生かした「万葉集」の解説を通じて、古典文学に親しむ機会を提供し、市民の教養の向上に貢献。さらに、「にしのみや万葉セミナー」やさくらFM「西宮徹底解剖」でも講師を務め、生涯学習の興隆に寄与。



山田 哲也さん

卓越した教育実践や学校経営の実績をふまえ、長年にわたり、西宮市人権・同和教育協議会会長および校外学級や識字学級の指導員として、一人ひとりの人権が尊重される「人権文化の花咲くまち にしのみや」の実現に向け、人権・同和教育の充実・発展に尽力。



福田 富士枝さん

長年にわたり、西宮市スポーツ推進委員として各種大会の円滑な事業運営に尽力するとともに、プール開放事業や地区運動会などの開催を通じて地域スポーツの振興に貢献。また、西宮市スポーツ推進委員協議会では会長などの要職を歴任し、生涯スポーツを推進。



西宮市バレーボール協会

長年にわたり、バレーボールの普及・振興に尽力。加盟チームが全国大会に出場するなど市民スポーツの推進に寄与。また、各種大会の運営や小学生バレーボール教室の開催を通じて、選手育成・技術向上に尽力。



幼児教育・保育の無償化

お知らせ 第5弾

認可外保育施設等も利用料償還払いの対象です

昨年10月から幼児教育・保育の無償化が始まりました。以下の対象施設を利用している人も、利用料の一部が償還払いにて無償化の対象となります。償還払いとは、利用施設に利用料をいったん支払い、その後市に申請することで、無償化の上限金額の範囲内で払い戻しを受けることです。

対象施設・サービス

無償化について市からの「確認」を受けている以下の施設・サービス

- ・認可外保育施設 (企業主導型保育事業を除く)
- ・一時預かり事業
- ・病児保育事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業 (送迎のみの利用は対象外)

対象者

市から施設等利用給付認定 (新2号または新3号認定) を受けた保護者
※施設等利用給付認定が未申請の人は保育入所課 (0798・35・3160) に連絡を

請求時期

お忘れのないよう、提出してください

請求時期	利用時期	支払時期
3月2日～31日	第2期 (1・2月分)	5月末頃
4月頃	第3期 (3月分)	6月末頃

※第1期 (10月～12月利用分) の請求が済んでいない場合は、第2期 (1・2月利用分) とあわせて請求してください

手続きには、所定の請求書と利用施設等から受け取る各種書類などが
必要です。詳しくは、市のホームページをご覧ください

市内の無償化対象施設について▶ページ番号:80548234
請求書ダウンロード、申請方法など▶ページ番号:78344031

幼稚園、認定こども園 (幼稚園として利用) と認可外保育施設等を併用している人については、幼稚園等を通して請求手続きの案内があります

問 保育幼稚園支援課 (0798・35・3043)

税の
お知らせ

確定申告、振替納税について

令和元年分確定申告の申告・納期限および振替納税の振替日は下表のとおりです。納税は安心・安全・便利な振替納税をご利用ください。

また、パソコンやスマートフォン等を使い、納付に必要な情報 (氏名や税額など) を二次元コードとして作成し、コンビニで納付することもできます。その場合、納付できる金額は30万円以下です。

	所得税および復興特別所得税	消費税	贈与税
確定申告の申告・納期限	3月16日(月)	3月31日(火)	3月16日(月)
振替納税の振替日	4月21日(火)	4月23日(木)	振替納税制度なし

申告・納期限後の納付は延滞金がかかる場合があります

納付書を持っていない場合は、税務署または金融機関に備え置いている納付書で、納期限までに納付を。

振替納税は、指定の預貯金口座からの自動引き落としによる納付です

利用にあたっては、納期限までに税務署または金融機関に、口座振替依頼書の提出を。領収証書の送付はありません。必要な人には、税務署にて「口座振替がなされた」旨の証明を交付。

クレジット納付には、納付額に応じた決済手数料がかかります

納付できる金額は1000万円未満 (手数料込み)。クレジット納付は、税務署などの窓口やコンビニではできず、インターネットからのみ可能。

西宮税務署などでの確定申告の相談受付は、混雑状況により早めに終了する場合があります。また、3月16日まで西宮税務署の駐車場は利用できません。公共交通機関をご利用ください

問 西宮税務署 (0798・34・3930)

※お掛け間違いのないようお願いします